

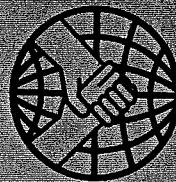
国際開発協力の仕組みと法

Legal Problems of Development Cooperation

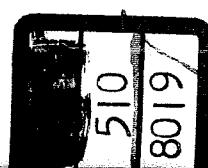
国際開発協力の仕組みと法
Legal Problems of Development Cooperation

国際開発協力の仕組みと法

桜井雅夫 著



桜井雅夫



三省堂

SSD三省堂

定価2,200円

その他
(3) 調査団費

政府開発援助の贈与に計上されるものは、この団費の総額である。

1 開発借款とは

開発借款（有償資金協力）等は、公的資金によるグラント・エレメント（五ペーセント以上）の投融資の供与である。このうち開発借款は第3章で扱い、また「等」は第4章で扱うこととする。

2 開発借款と円借款との関係

借款を円で行なうことを円借款という。円借款は、通常、①海外経済協力基金による政府開発援助（ODA）計上ものと、②日本輸出入銀行による非政府開発援助すなわちその他政府資金協力（ODF）に計上するものから成っている。ODFに計上される借款（直接借款、一六一頁参照）は、その信用供与先によってバイヤーズ・クレジット（Buyer's credit）とバンク・ローン（Bank loan）に分類される。

3 開発借款の形態

開発借款（有償資金協力）の形態には、資金供与主体の政策および制度が反映されるもので、厳密な形態区分をすることはできない。ここでは日本で通常行なわれる分類を示しておく。

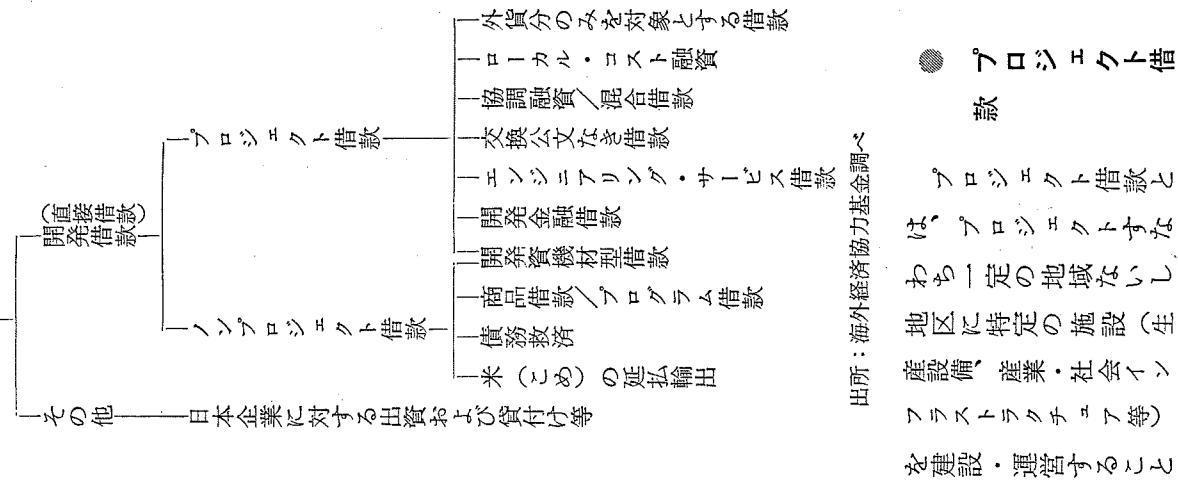
1 開発ニーズなし借款条件による分類

借款条件（Terms and conditions of loan）は、通常、政府間の交換文書（Exchange of Notes. E/N）、口上書（Note Verbale. N/V）、討議議事録（Record of Discussions. R/D）において定められる金利・償還期間および据置期間その他条件（海運・保険による合意事項等）、ならびに供与実施機関のローン・アグリメント（Loan Agreement. L/A）上で合意される調達方式・貸付実行方式のすべてである。

受取り国のニーズに対応する借款等は、これらの借款条件によって表5のように分類される。

このうち、開発借款は大きくプロジェクト借款（Project loan）と商品借款（Commodity loan）に分けられるが、その中間にはプログラム借款（Program loan）もあり、厳密な区別は不可能である。

表5 開発借款——借款条件による分類



に対して必要な資金を供与するものである。

類似の概念としては、「セクター借款」(Sector loan)がある。世界銀行(IRD)が供与するセクター借款においては、受取り国の特定セクターの開発という課題に総合的に取り組むという観点から、コンサルタント等の技術援助(調査・実施サポート・訓練等)、通常のプロジェクト、機材供与、トレーニングなどの諸要素を有機的に組み合わせて借款の対象としている。

また、世界銀行の「構造調整融資」(Structural Adjustment Lending, SAL)は、七九年のOPEC石油価格引上げにより国際取支赤字が増大した発展途上国の構造調整計画に対してその必要な物資輸入資

金を供与するものである。

(1) 外貨のみを対象とする借款

これは、プロジェクトの所要資金のうち、資機材等の輸入のために外国通貨(外貨)により支払われる費用であつて受取り国外で発生するものすなわち受取り国外の輸出者に支払われることによるものを対象とする借款である。

(2) ロード・コスト融資

ロード・コストとは、プロジェクトの費用のうち、受取り国内で発生する現地通貨建ての費用のことで、ここには現地産の原材料・資材・機械等の購入費、現地労賃、外国人専門家の現地滞在費、国内輸送費・保険費、用地買収費、税金・財政課徴金等が含まれる。

ロード・コスト融資とは、借入人から要請を受けた場合に、その資金調達力およびプロジェクトの進捗にとつての内債調達の重要性を参考して内債分をも借款の対象として認めることがある。

(3) 協調融資／混合借款

協調融資(Co-financing)は、一般に複数の金融機関が共同(ジョイント)ないし並行(パラレル)でひとつの案件に融資を行なうものをいうが、共同融資が協調融資と呼ばれることがある。協調融資は、並行融資と共同融資に分けられる。

並行融資(Parallel financing or Split financing)は、融資團に参加する融資者の間でプロジェクトを区分して担当を決定し、それぞれの担当部分について各融資者が融資を行なうものである。共同融資

(Joint financing) は、プロジェクトを分けて融資者間で融資比率を定め、個々のディスバースがあるたびにそのディスバースの額をそれぞれの融資者が融資比率に応じて負担するものである。協調融資のE/Aには「クロス・デフォルト (Cross default) 条項」が挿入されている。しかし、並行融資の場合は通常融資条件等も個々に定められるので参加金融機関の協力関係はあまり強くなく、ディスバースも通常の手続で行なわれる。これに対して、共同融資では金融機関の間で緊密な連繋が保たれるのが普通で、融資条件を同一にすることもある。

混合借款 (Mixed loan, Mixed credit) は、特定の資機材・プラント等を対象として、ODAの資金とOOFの公的輸出信用(第5章)およびPFIの輸出信用(第6章)の資金を組み合わせて供与するものである。

(4) 交換公文なき借款

これは、借款供与を行なつたプロジェクトのコスト・オーバラン、メインテナンス等のニーズに対応するために交換公文(E/N)を締結することなく実施する借款である。比較的小額のニーズに即応して迅速に借款を供与するため、実施機関の機能を有効に活用し、かつ供与手続を簡素化するための方針である。具体的には、詳細の検討を実施機関に委ね、E/Nの締結を省略し、供与国政府は受取り国政府に対して大使館経由で口上書(N/V)を発出する。

このメインテナンス借款 (Maintenance loan) は、プロジェクトの操業後の維持管理および運営のための費用を融資するものである。ここには、修復費、原材料調達費等が含まれる。

もうひとつのコスト・オーバラン (Cost over-run) 借款は、プロジェクトの必要資金が当初の見積

りが超過、不足した場合に供与するものである。供与時にベースとなるプロジェクト・コストは、プロジェクト完成までの工事期間を参考して、同期間中の物価上昇分 (Escalation) および妥当な予備費 (Contingency) を見込んだうえで一応決定されるが、諸々の要因で建設工事が遅れたり、異常な物価上昇があった場合に当初の供与額に不足が生じる。プロジェクトの実施および維持の観点から必要であると認められる場合には、プロジェクト借款の一形態として交換公文なしに供与が行なわれる。

(5) エンジニアリング・サービス借款

エンジニアリング・サービス借款 (Engineering Services Loan. E/S借款) は、プロジェクトの実施段階をフェイ징 (Phasing) し、フェイズ1すなわちプロジェクトの実施に必要な調査・設計段階を本体工事部分と切り離して借款供与対象とするものである。供与対象項目は、E/Sの見直し、現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類の作成等である。通常は、プロジェクト借款と同様にF/Sレポートの作成が検討の前提である。E/S借款の審査に当たってもプロジェクト全体の基本的なフィージビリティを確認するので、この点ではプロジェクト借款と変わらない。ただし、E/S借款供与は、本体工事部分に対する借款を自動的に約束するものではなく、本体部分については別途(通常翌年度以降)検討がなされる。

(6) 開発金融借款 (シート・ステップ・ローン)

開発金融借款 (Development Loan through Banking System. DLTBS) は、発展途上国の開発金融機関を通じて中小規模の製造業・農業等の育成・強化に寄与する目的で供与する借款である。資金はまず開

82 発金融機関に対して直接にまたは受取り国政府を通じて間接に供与され、次にその資金を開発金融機関が国内の中小企業のプロジェクト（「サブ・プロジェクト」ということもある）に転貸（サブ・ローン）する。このため、この借款はツー・ステップ・ローン（Two-step-loan）とも呼ばれる。

貸付条件は、ステップ1の開発金融機関に対する借款に関してはソフトであるが、ステップ2の転貸に関しては当該機関の経費、国内金利等の考慮でハードになる。

● ノン・プロジェクト借款

(1) 開発資機材型借款

この借款は、開発計画を構成する特定部門または特定地域の開発に必要とされる資機材調達のためのものであり、プロジェクト借款とノン・プロジェクト借款の中間に位置する。具体的には、輸送力増強計画のための貨車・機関車、道路整備計画のための建設機械等の資機材調達と関連サービスを対象とする。右のような計画は、プロジェクトとしてまとまりが薄くプロジェクト借款の対象になりにくく、また後出のような国際収支改善を第一義とする商品借款の目的・形成にもなじまないものである。

(2) 商品借款／プログラム借款

商品借款は、受取り国の国際収支支援・国内経済安定または場合によって見返り資金（後出）の創出を副次的目的として供与されるものである。借款は、両国政府間であらかじめ合意される商品（工業資本財、工業用原材料、肥料・農業・農機具、各種消費財等）の輸入のために使用される。受取り国は、部門

別に優先度に応じて商品借款の割当を行ない、この計画に沿って利用することが多い。

供与方式には、大別してJ/Cスケジュールヒーリングペースメントの一つがある（一一六頁以下参照）。

見返り資金（Counterpart fund）は、商品借款を使用して輸入した商品を受取り国内で売却して創出するか、または輸入者に対して融資された外貨を売却して創出する国内資金（内債）である。受取り国政府が輸入者となって自ら当該資材等を使用したり、実施機関等に現物で出資するような場合には、見返り資金は発生しない。

商品借款の供与に際して、見返り資金の利用方法について何らかの条件を付することを両国で合意することがある。

また、交換公文に合意すべき基本事項は、①借款額、②借款契約の締結および借款の条件に関する事項、③借款の支払対象に関する事項、④物資の調達に関する事項、⑤物資の海上輸送および海上担保に関する事項、⑥借款および利子の免税に関する事項、⑦借款の政府保証に関する事項、⑧適正使用に関する事項、⑨協議に関する事項、である。

プログラム借款（Program loan）は、経済開発計画のなかでプロジェクトほどに自己完結性のない投資計画で必要な原材料、スペア部品等の輸入資金を融資するものである。

(3) 債務救済

債務救済（Debt relief）の方法としては、リスキージュールヒーリングスがある。

リスキージュール（Reschedule、債務繰延）は、発展途上国の国際収支上の理由で、輸出業者への輸出

代金の支払もしくは供与済借款の返済が困難になった場合、または近い将来返済が不能になる場合に、この輸出ないし借款に係る債務支払を救済するために返済期間を繰り延べるものである。開発借款の債務繰り延べ対象は、繰り延べ対象期間（通常一年～一年半）に支払期限の到来する元本と利子である。

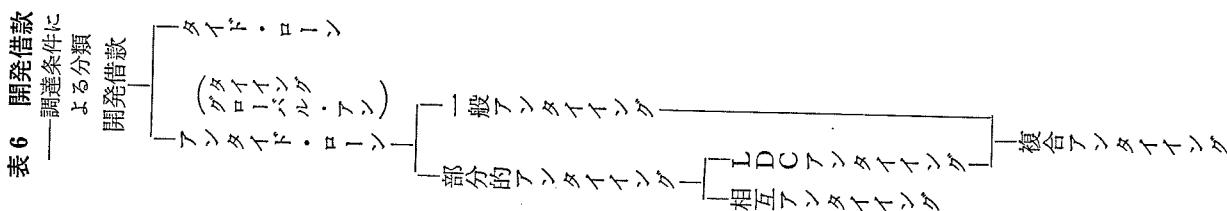
リファイナンス (Refinance, 再融資) は、発展途上国が国際収支上の理由で、外国の輸出業者に対する代金支払が困難に陥ったと認められる場合に、供与実施機関が当該国に支払分の融資を行なうものである。

(4) 米の延払輸出

無償の食糧援助とはべつに行なわれる米の延払輸出または現物貸付けである。

2 調達条件による分類

調達条件 (Procurement conditions) は、供与国が受取り国に対して、借款資金で調達する役務、資機



材等の調達先を借款供与国に限定したものか (タイド, Tied)、その他の国を含ませたものが (アンタイド, Untied) を示す条件である。開発借款は、この調達条件および調達適格国 (Eligible source country) の範囲によって、表 6 のように分類することができる。

● タイド・ローン

タイド・ローン (Tied loan) は、借款資金を利用して資機材・役務を調達するに当たって供与国からの購入・使用を条件とするものであり、「ひもつき融資」とも呼ばれる。

借款のタイド化は基本的には供与国の権限に属するが、タイド化を原則としている供与国は現在はない。

● アンタイド・ローン

アンタイド・ローン (Untied loan) は、資材および役務の調達先を供与国に限定しない (Untied, Untying) ものである。調達先を「一般アンタイディング」の場合から社会主義圏まで広げ何ら制限を設けない場合には、グローバル・アンタイディング (Global untiring) ともいわれる。

(1) 一般アンタイディング

一般アンタイディング (General untiring) は、調達先を OECD 加盟国および発展途上国とするものである。発展途上国の範囲は、一九七四年六月に DAC 上級会議で合意された「LDC アンタイディング」に

する了解覚書」一条一項の定義による。

(2) LDCアンタイイニング

これは、供与国および発展途上国を調達適格国とするものである。

(3) 相互アンタイイニング

相互アンタイイニング (Reciprocal untizing) は、相互アンタイイニングに参加する先進国およびすべての発展途上国を調達適格国とするものである。DACでは未だ合意をみない。

(4) 複合アンタイイニング

これは、一般アンタイイニングとLDCアンタイイニングを組み合わせたものである。

⑥ 供与方式による分類

開発借款の供与方式は、受取り国に対する協力の態様または受取り国からの要請に対応するもので、供与国は独自に決定することはできない。

供与方式は、単発方式、枠供与方式および積上げ方式に大別される。

● 単発方式

これはプロジェクトの授助要請の都度、個別に検討し、プレッジ（意図表明）し、E/N、L/Aを締

結する方式で、個別コミット方式とも呼ばれる。この方式は成熟度と優先度が比較的高いプロジェクトを対象とする。

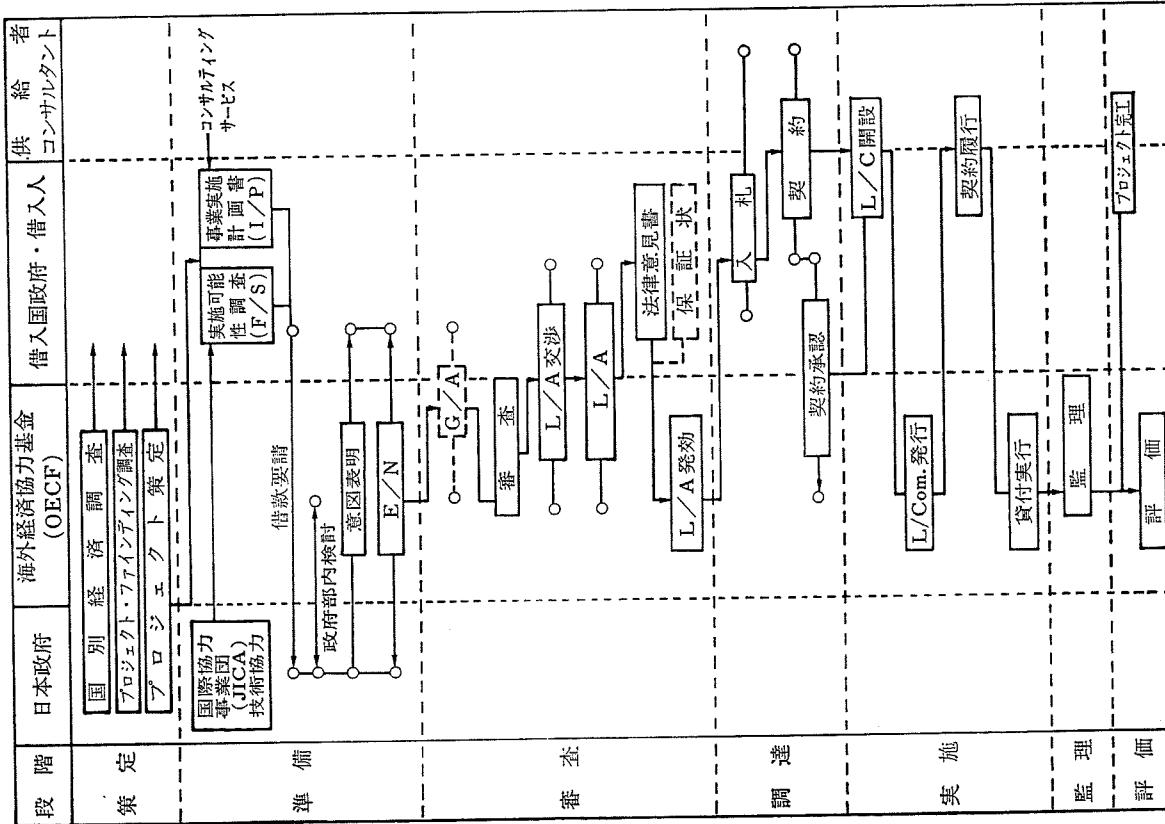
● 枠供与方式

これは、最初に当該年の供与額を受取り国の開発計画等の関連で決定し、その後決定された供与額の枠内で適当なプロジェクトを採用する方式である。この方式は、援助国会議を通じて毎年供与するケースおよび受取り国の開発計画に対して供与額を決定するケースに適用されるが、現在はほとんど適用されていない。

● 積上げ方式

これは、複数の要請プロジェクトの所要コストを積み上げて供与額を決定する方式である。具体的には、毎年受取り国から提出される要請プロジェクトの内容、要請額等を検討したうえで供与対象プロジェクトと供与額を決定する。現在複数のプロジェクトを援助している場合には、すべてこの方式が適用される。

図8 円借款手続



4 開発借款の実施手続

一般的にいって、開発プロジェクトにはどれにもサイクルがある。そしてそのサイクルの各フェーズが自己再生的に次のフェーズに移行し、また最終段階でまた最初の段階に戻るので、このことをプロジェクト・サイクル (Project cycle) とよぶ。具体的には、各フェーズはプロジェクトの①策定、②準備、③審査・借款交渉、④調達、⑤実施、⑥監理、⑦評価と進み、最後のフェーズで新しいプロジェクトの検討・企画が生まれ、新規プロジェクトの策定の最終のフェーズに戻つてサイクルは完結する。

以下は、円借款のうちODAの開発借款に計上されるものの実施手続を説明したものである(図8)。

1 プロジェクト策定

まず日本側が発展途上国の経済全体および各経済部門の開発戦略を支援し、かつ貸付人の基準に照らして経済性のあるプロジェクトを貸付人と借入人が選択する。これをプロジェクト策定 (Identification) という。策定に先立つては、カントリー・サーベイ (Country survey. 国別経済調査) が行なわれる。これ

は通常、当該国のマクロ経済および各セクターに係る政策助言ならびに開発優先度の高いしかも貸付け対象として適した条件の発掘調査(Fact-finding survey)になる。

策定は、この国別経済調査および部門別調査による対象国の開発能力、信用力、政策および問題点の分析・評価を基礎にする。それらを基に開発戦略、部門別の目標に見合うプロジェクト、貸付人と借入人の双方が適切であると認め相応の便益が見込めるプロジェクトの策定を行なう。策定が行なわれるど、そのプロジェクトは当該国に対する多年度計画に組み込まれ、その国に対する借款供与計画の基礎となる。

2 準 備

● フィージビリティ・スタディ、実行計画書

借入れ国または借入機関は、プロジェクト策定の結果に基づいて、対象プロジェクトの技術、組織、経済、金融等の側面について検討、整備を行なう。これが、準備(Preparation)で、プロジェクトの効果を高めるために不可欠のプロセスである。

この段階では、借入れ側によるフィージビリティ・スタディ(Feasibility Study, F/S)が必要となる。この場合には、一国間ベースないし国際機関ベースで、F/S実施のための資金・技術協力が行なわれる。

ことがある。国際協力事業団(JICA)が実施する「調査団派遣」事業は、このF/S協力に該当する(前出、七二頁参照)。

F/Sとは、種々の代替案の比較を行なって最適な投資時期、投資規模を決定し、実施可能(Feasible)な方策を出す調査のことであり、企業化調査、実行可能性調査ともいわれる。F/Sの結果は、フィージビリティ・レポート(Feasibility Report, F/R)としてまとめられる。F/Rは、供与者側にとって重要な資料になる。F/Sは、コンサルティング機関、国際協力事業団、また国連開発計画(United Nations Development Programme, UNDP)等によって行なわれ、内容は予備調査から詳細設計(後出)まである。F/Sは、一般に経済的評価、解析に重点をおき、技術的フィージビリティを経済性の裏づけとする。技術的側面を重点的に調査するものは、エンジニアリング・スタディ(Engineering study, Survey)という。F/Sの実施は、まず現地実態調査によって資料収集を行ない、これを解析し、施設の設計、建設費・工期の算定、コスト・ベネフィット・アナリシス(Cost-benefit analysis, Benefit-cost analysis)、実施計画等をF/Rにまとめていくという手順である。経済評価に当たっては、経済・財務分析等各種の手法が適用される。プロジェクトの成熟度が高い場合には、詳細設計を含むこともある。

詳細設計(Detailed Design, D/D)は、コンサルタントが開発プロジェクトの立案、調査に統じて提供するサービスである。設計は、コスト積算、入札書類作成等にわたる。

このあと借入れ国側の事業実施者(Executing agency)は、F/Rに基づいてフィージビリティの確認、事業実施の決定、予算の措置、実施体制の整備、工程の確認等の項目を網羅して「実施計画書」(Implemen-

taion Program. I/P) を作成する。I/P の項目は F/R とほとんど同じ性質のものであるが、通常は、経済・技術・財務のフィジビリティの確認資料、経済評価分析、実施体制等を含んでいる。

● 借款要請

(1) 要請

発展途上国からの借款要請は、一般に外交チャネルを通じて文書、例えば口上書 (N/V) をもつて行なわれる。また、日本が国際機関と協調融資を行なう際には、当該国からの要請だけでなく、当該国際金融機関（世界銀行、アジア開発銀行など）からの協力要請が意味をもつ。

援助国グループ（調整グループ、協議グループ (CG) ともいう）では、当該発展途上国の経済現状と見通し、開発計画、主要プロジェクト等に関して世界銀行・IMF 等および当該国から報告・説明を受け、出席国間で意見交換を行なう（場合によっては各援助国が具体的な供与額につき、プレッジ（次頁参照）を行なう場合もある）。

(2) 要請受理

発展途上国から正式に要請がなされた場合には、日本側は、要請内容が、①軍事協力に結びつく性格のものではないか、②船舶・航空機等であればそれ自体収益性が高く開発借款になじまないのではないか、③奢侈品、消費物的性格の強いものではないのかなどの点について検討する。

(3) 調査・検討

借款供与の決定に際しては、案件の適格性、受取り国の経済・財政状況および経済開発計画、日本との外交関係、日本の財政状況等の諸点を総合的に検討する。

外務省は、受取り国提出の F/R によっては要請プロジェクトのフィジビリティがなお不明な場合には、現地に政府ミッションを派遣する。必要なときは、このミッションの派遣前後に海外経済協力基金が現地調査 (Fact finding) を行ない、これを日本政府の案件選定の参考に供する。

(4) 政府部内検討

外務省は、案件が実現可能であると報告された場合には、その理由を付して供与形態、金額、金利、償還期間等の条件その他必要事項について方針案を策定する。この外務省方針に関して外務省、大蔵省、通商産業省および経済企画庁の四省庁の間で合意されたものが日本政府の方針となる。

四省庁協議に際しては、通常大蔵省は財務当局としての見地から、経済企画庁は総合的経済政策および海外経済協力基金の監督官庁としての見地から、通商産業省は日本の財貨および役務の輸出政策と資源の安定確保という見地から協議に当たる。そして外務省は、日本の外交上の見地から各省庁の立場や考え方を総合的に調整し、政府方針をまとめる役をつとめる。

(5) 意図表明

政府方針が決定されると、外務省は当該国に対して、日本政府が円借款供与の用意がある旨の意図表明（プレッジ、Pledge）を行なう。プレッジは口頭で行ない、正式文書の交換は行なわない。通常は、日本政府のプレッジに対して受取り国政府がこれを受諾した旨の確認をとりつける。プレッジは、多くの

場合現地の日本大使館を通じて行なわれるが、援助国会議等の席上または日本もしくは受取り国の政府要人の往来時に行なわれることもある。なお、プレッジという行為は、DACで定めるコミットメント(供与約束)には該当しない。

(6) 交換公文の締結

受取り国との間で日本の開発協力供与内容について実質的合意が成立すると、政府間で交換公文(E/N)が締結される。この場合、まず日本政府の全権代表(通常は当該国駐在日本大使)が、円借款の内容・条件を示した公文を当該国政府の全権代表に送付し、当該国政府がこれに応えて公文の内容・条件に異存がない旨の公文を返送するという形式となる。

E/Nの記載項目・内容は、プロジェクト借款と商品借款、タイド・ローンとアンタイド・ローンといった区別により相違がある。プロジェクト借款案件で一般的なE/Nの構成および主な記載内容は、次のとおりである。すなわち、

【E/Nの構成】

- 日本側の書簡——借款の内容・条件の記載
 - 借入人側の書簡——日本側の書簡の受領および内容の確認
- 右の二つが、E/Nの本文であり、口上書(N/V)および討議議事録(R/D)が附属文書となる。
- 【E/N N/VおよびR/Dを含むに記載される主な内容】
- 借入人およびプロジェクト名

- ◦ 供与機関——海外経済協力基金
- ◦ 供与額
- ◦ 供与条件——金利、償還期間、据置期間等
- ◦ 調達条件——タイド、LDCアンタイイシング、一般アンタイイシングの区別
- ◦ その他事項——①海外経済協力基金によるプロジェクトの妥当性確認後のL/A締結、②借入れ国による保証(政府が借入人でない場合)、③両国の海運・海上保険会社間の公正かつ自由な競争を確認する旨の規定、④借入れ国におけるプロジェクト実施に関する免税措置、⑤プロジェクト実施に従事する日本人に対する便宜供与措置

円借款供与に係るE/Nの締結については、当該E/Nが何らの立法事項を含んでいないことから、政府の行政権の権限内で実施し得るとされている。したがって、日本国内では国会の承認手続を要せず、内閣の承認事項となる。E/N本文の内容変更については内閣の承認を要し、借入れ国の議会の承認を要することもある。

円借款の実際の供与は、E/Nの規定により海外経済協力基金と借入人との間のL/A(Loan Agreement)借款協定。九九頁以下参照)締結によって行なわれ、借入人に対する資金支出義務はL/A締結をもつて生じ、E/N締結が日本の資金支出義務を構成するものではない。

【討議議事録の内容】

E/Nの附属文書である討議議事録(R/D)作成の目的は、日本政府と受取り国政府との間のE/N

締結交渉の過程において、E／Nの本文で合意する程ではないが借款の効果的かつ適正な運用という観点から合意または記録にとどめて確認するというところにある。

記載事項としては、借款の運用または実施上の諸点に係るものが多く、サプライヤーの適格性、非調達適格コンポーネント計算式、見なし外貨の定義などである。

R／Dについては、内閣の承認を要しない。

〔口上書の内容〕

口上書(N／V)は、受取り国との討議記録としてまたは問題提示のために受取り国に差し出す外交文書のひとつである。日本も当該国もすべて第三人称で書かれ、宛名も署名もない。

円借款手続におけるN／Vは、E／N本文に織り込む程ではないが両国政府の事務当局間で合意する必要のある事項を確認するものである。記載事項は、調達適格国の範囲、借款の支出期限の変更等である。

N／Vは、R／D同様に内閣の承認を要しない。

る 審 査

● 査 定

審査(Approval)は、当該事業の関係資料を事前に検討し、現地調査を実施して行なう。業務担当者と技術担当者が現地で借入人や事業実施者と協議を行ない、資料を収集し、立地予定地調査(Site survey)を行なう。この調査によって立地条件を確認し、事業の規模・形式・施設計画の妥当性を判断する。

(二) 政府開発援助 海外経済協力基金は、借款対象となる事業計画が発展途上国の「産業開発」または「経済の安定」に寄与し、かつ「本邦との経済交流を促進するため緊要と認められるか」否か(海外経済協力基金法二〇条)を検討し判断する。その「内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる」か否か(同法二二条)を検討し判断する。審査の重点項目は、①当該計画の開発計画における緊要度、②当該計画の内容の技術・経済面における妥当性、③当該事業実施機関の適格性(経営・実施能力・実施体制)、④当該計画の資金・財務面の健全性、および⑤経済性評価、その他である。

審査といふものは、貸付人が、要請のあった事業計画についてあくまで貸付人の立場から検討・判断する。したがって、決定された事業内容と借入人の意図、実施能力等を十分に確認することになる。

● 法律質問状

海外経済協力基金は、L/Aの草案を作成するに当たって、前もって借入人に対して法律質問状(Legal Questionnaire. L/Q)を送付する。L/Qは、借入れ国の法制度上、外国からの借款受入れの法的基礎はどうなっているのかを知るためにものである。借入人は、L/Q受領後直ちに回答を準備する。借入人は、法務大臣、法務長官等借款の法的基礎を客観的かつ権威をもって作成しうる立場にある者に回答させる。

● ローン・ネゴシエーション

ローン・ネゴシエーション(Loan negotiation. L/A交渉、L/Aネゴ)は、貸付けおよびプロジェクト実施に関して基本事項の交渉を行ないこれを文書化する過程である。

審査が終了し、当該プロジェクトのフィージビリティに満足した場合には、海外経済協力基金はL/Qに対する回答を参考し、審査結果に基づいて、必要な措置の明文化を行なう。このL/A草案は、借入人に送付し検討を求める。そのあと、海外経済協力基金と借入人は、L/Aの内容について合意できるよう交渉に入る。円借款の場合には、L/Aの草案は海外経済協力基金が作成するので、締結に当たり借入人の合意を得る必要がある。交渉は海外経済協力基金が現地で行なう場合と、借入人が東京の海外経済協力基金で行なう場合がある。

商品借款の場合には、交換公文の時点で取り決められる対象品目についての調達手続、貸付け実行手続に関する交渉を主眼とする。

● ジェネラル・アグリーメント

各年毎に多数のL/Aを締結する年次供与国に対しては、L/Aの規定を簡略化し合理化するために海外経済協力基金は借入人との間でジェネラル・アグリーメント(General Agreement. G/A)、一般協定を個々のL/A締結前に締結することがある。G/AではL/Aに共通する調達手續、貸付け実行手続等を一括規定し、そこにL/Aの書式を添付する。

G/Aの規定内容と法的性格は基本的にはL/Aの予約である。とくにG/AにL/A締結手続を規定している国、L/A締結を義務づけている国などの場合には、G/Aは、L/Aの予約的性格をより強く示している。G/AにはL/Aのように発効手続の規定がないが、L/AにはG/Aの各規定がその一部を構成する旨の規定が織り込まれている。したがつて、L/Aの締結・発効をもってG/Aの規定がL/Aの一部として効力を有する。

G/A、L/A項目の一例を示せば、まずG/Aには、目的、基本約定、保証契約、調達手續、貸付け実行手續、通知および請求、ならびにスケジュール(1)事業名一覽、(2)基本約定、(3)調達手續、(4)コミットメント方式(一一八頁)、(5)リインバースメント方式(一一八頁)、ならびに様式——L/Aが織り込まれ、さらにL/Aには、借款(借款の金額および目的、借款の貸付金の用途)、償還および利息(元本の償還、

利息およびその支払の方法)、特約条項 (G/A)、保証契約、調達手続、借款の監理、貸付け実行手続、通知および請求、ならびにスケジュール(1)事業の概要、(2)借款の貸付金の配分、(3)償還計画が織り込まれている。

L/Aの中には、場合によってはいくつかの特別条項が織り込まれる。ひとつは、いわゆる救済条項 (Remedy clause) である。この条項は、貸付人に有する権利の侵害を防止し、侵害が発生したときは、その補填または回復をはかる手段、方法、手続を規定したものである。例えば、①当該L/Aまたは同一借入人との間のその他L/Aに基づく元本・利息・損害金等の支払の不履行、②契約条項の不履行、または③戦争・内乱・火災等の不可抗力 (Force majeure) が発生し、L/A上の債務の履行が不能になつたと貸付人が認めたときに貸付人の権利が侵害されたとする規定である。これらの事態を解決し得ない場合には、貸付人は借入人に対して救済条項を発効する旨を通知し、この通知日から一定期間を経過した後なお解決されないときは、貸付け実行の中止、一括繰上げ弁済請求を行ない、民法にいう期限の利益を消滅させる。

もうひとつの条項は、L/Aに基づく債権その他諸権利に関する権利放棄条項 (Waiver clause) である。貸付人は、自己の権利保護のためにL/A上の貸付人の権利が不行使または行使遅延になつても直ちに権利放棄とはならないと解釈し得る規定を挿入する。

さいごは、L/Aに基づく権利義務の譲渡条項 (Assignment clause) である。貸付人は、借入人がいかなる権利義務も譲渡することを禁止し、債務不履行を防止する。

● L/A署名・発効

署名日が確定すると、海外経済協力基金はL/A正本(英文)一通を作成する。署名は原則として東京の海外経済協力基金で行なわれ、借入人の署名については多くの場合駐日大使が権限の委任を受けて行なう。

L/Aは署名後に借入人側が左記のような必要手続を完了して発効する。借入れ国によっては、議会または内閣の承認を要することもある。具体的な発効手続として、借入人から法律意見書、授權証書および署名鑑を徴求する。法律意見書 (Legal opinion) は、借入れ国の法務大臣またはそれに代わる権限を有する者が作成するもので、締結したL/Aに係る借入れ国の国内手続が終了したことおよび当該L/Aが借入れ国内の法的要件を充足し効力を有することを法務当局に確認させるものである。また、L/A締結に関して保証状が必要な場合には、当該保証状についても法律意見書を徴求する。

保証状 (L/G) は、国家でないものが借入人となる場合に借款に係る債権保全のために国家から取り付けるものである。まず、L/Qに対する回答 (Legal answer) の中で保証人を特定・確認し、これをL/Aに明示する。この保証は民法上の連帯保証であり、L/Aに基づく借入人の義務から生ずるかまたはこれに関する一切の債務を借入人と連帯して保証するものである。

授權証書 (Evidence of authority) は、ある行為をなす権限を特定人に付与することを証する文書である。円借款の場合には、一般に借款事業の進捗に係る権限を借入機関内または実施機関内で特定人に委譲す

る。この授權証書および法律意見書の徵求によって当該特定人に対する授權の範囲を明らかにし、権限のない者による権限行使を防止する。また、授權範囲に基づく当該特定人の行為に関しては、借入人を拘束する。

署名鑑 (Specimen signature) は、右の特定人が事前に貸付人に届け出た署名である。すなわち、貸付人としては、権限を付与された者が書面をもって権限を行使した場合に、その文書を本人が有効に作成したものであるかを確認する。そのため、事前に貸付人に届け出た本人の署名と受領文書上の署名とを照合することで確認する。円借款の場合には、借入人が L/A を発効させるために、授權証書および特定人の署名鑑を海外経済協力基金に提出する方式をとる。

L/A の法的性格についていえば、締結によって貸付人の貸す債務と借入人の返す債務とを同時に設定する点で、通常の金銭消費賃借契約と異なり、一種の無名契約たる諾成的消費賃借契約であるとされる。また、L/A は、通常の貸付契約と異なり、借入人はプロジェクト等を実施し完成する義務を負う。

借入人のプロジェクト実施能力が低い場合、また工事遅延等の理由によって貸付け実行が進捗しない場合には、借款供与を約束しましたは L/A を締結した借款のうち、パイプライン (Pipeline) すなわち未実行分が増大する。

4 調達

● コンサルタントの選定

プロジェクトに関するコンサルタントの雇用およびその選定手続は、L/A に規定される。コンサルタントの選定は借入人が行なうが、選定は海外経済協力基金と合意した条件と手続に合つたものでなければならず、最終的には海外経済協力基金の承認を要する。

コンサルタントは、当該プロジェクトの建設に必要な資機材および土木工事に係る入札書類を作成し、入札の実施および応札書類の評価について助言をする。また、必要な場合には、事前資格審査の実施等、サプライヤーおよびコントラクターの選定方法についても助言をする。

● 調達方法

コンサルタントを除く資機材および役務の調達方法 (Procurement method) としては、次の四つがある。

(1) 公開国際競争入札 (Formal Open International Tendering, FOIT)

対象業者に制限を加えないものであり、一般競争入札 (Competitive tender) とも呼ばれる。公正な競争が期待できる反面、入札参加者が多く事務処理が複雑で、能力不足・経験不足の業者が落札するおそれ

がある。この欠点を補うことを目的として、海外経済協力基金では、事前資格審査(Pre-qualification)を行ない、応札者の資格を制限することもある。

(2) 限定国際競争入札 (Formal Selective International Tendering. F S I T)

入札実施者が応札者を指定して競争させるもので、指名競争入札 (Nominated competitive tender)ともよばれる。事務処理が能率的に処理でき、不適格な業者の参加を回避できる反面、新規業者の参入を阻むがそれがあり、公正な競争を妨げることになる。

(3) 見積り合せ (Informal International Competitive Procurement. I I C P)

適当な数社を選んで見積り額等を申告させ交渉により競争させて契約するものである。指名協議方式のひとつで、広義には随意契約 (Negotiated contract) でもある。

(4) 随意契約 (Direct Purchase from a Single Supplier. D P S S)

特定業者一社と協議し契約するもので特定発注方式ともよばれる。指名協議方式のひとつである。一般に入札にかかる手間を省く場合や特別な技術を必要とする場合などに採用される。

(5) 海外経済協力基金の方法

以上のうち、海外経済協力基金では、原則としてF O I Tが採用され、その他方法は次の場合に限つて認められる。すなわち、①機器の統一性を確保する必要がある場合、②応札者が限られている場合、③少額の場合、または④①～③に加え、海外経済協力基金が適切でないと判断した場合（緊急調達等）である。

● 入札

入札 (Tendering) では、契約について多数の者を競争させ、最も有利な契約内容を提示する者を締結の相手方にしてもらうとする場合には、競争参加者に文書で契約内容を提示させる。入札は、調達者にとって複数の応札を比較検討できる点でメリットがあり、大型の資金調達の事例に適している。

(1) 入札の公告・招請

入札の公告 (Advertising, Advertisement for tender) は、借り入れ国の新聞・雑誌等で行なわれる。公告から入札書類の提出締切日までの期間を入札期間 (Time interval between invitation and submission of bids) といふ。

入札招請状は、借入人および事業実施者から送付される。

(2) 入札書類

事業実施者が作成する入札書類 (Bidding documents) は、次のとおりである。

① 入札心得 (入札仕様書) (Instructions to bidders, Introductions to tenderers または Information for bidders)。

入札期間、提出方法、必要書類その他を内容とする。

② 入札様式 (Bid form, Proposal form)。応札者は、この様式に必要事項を記入して提出する。

③ 一般契約条件 (General condition of contract)。契約の諸条件、契約者等の義務・権利、支払条件、紛争解決その他を定める。

- ④ 特別契約条件 (Special condition)° 右契約条件により詳細な規定を要するものについて規定する。
- ⑤ 一般仕様書 (General specification)。仕様書中の一般的な事項、契約対象の概要を定める。
- ⑥ 技術仕様書 (Technical specification)。仕様書中の個別・具体的な技術的要件等を定める。
- ⑦ 図面 (Drawings, Tender drawing)°
- ⑧ 契約協定書様式 (Form of agreement)°

右のうち、入札様式と一般契約条件をまとめて契約条件 (Conditions of contract) としたり、一般契約条件と一般仕様書をまとめて特記仕様書 (Special provisions of contract) とすることもある。また、履行保証様式 (Form of performance bond) 等も含まれる。円借款に係る入札書類では、円借款への言及および調達適格性の規定等が織り込まれる。

● 応札

応札に当たっては、ビッド・ボンド (Bid bond, 入札保証状) を提出する。これは、誠意をもつて応札した旨、また入札者のプロポーザル (Proposal) が承諾されたら入札者は直ちに契約を締結する旨を保証するものである。これは、通常外国為替公認銀行が発行する外貨建て保証状 (Letter of Guarantee, L/G) を相手側に送付するという形で行なわれる。このL/Gは、入札者がペフォーマンス・ボンド (Performance bond, 履行保証状) と支払保証状 (Payment bond) を提供するということも保証する。ペフォーマンス・ボンドは、契約履行保証のための積立金である。すなわち、土木工事契約においては、事業実施

者（発注者）は請負業者に対して、当該契約の諸条件に従つて工事を完成し、発注者に引き渡すことを保証するよう求める。この場合に請負業者が保証金としてペフォーマンス・ボンドを積み立てる。ペフォーマンス・ボンドについては入札書類に記載されるが、このボンド金額は当該土木工事契約の規模およびタイプにより異なる。ペフォーマンス・ボンドは請負業者の過失により生ずる損害から発注者を保護する十分な金額であり、かつ通常の商慣習に比し、請負業者にとって過大な負担とならないよう当事者双方に配慮して決定されることが求められる。FIDIC (Fédération Internationale des Ingénieurs-Conseils, 国際コンサルティング・エンジニア連合) では、ボンド金額を入札金額の五〇一〇パーセントとしている。

ペフォーマンス・ボンドの積立ては、ビッド・ボンド同様、通常外国為替公認銀行の外貨建て保証状 (L/G) の提出を求める形がとられる。資機材の調達契約などの場合には、この他にも契約金額の支払の一部を留保する形もとられる。これは留保金 (Retention money) で、通常は契約金額の一〇パーセント程度である。

● 落札

入札評価が終了し、発注先の決定がなされると、応札者に対して落札通知書 (Notice of award) を発行し、発注者として選定されたことを通知する。落札通知書には、①契約署名に指定された日時・場所に関する指示、②発注の条件等が記載される。円借款においては、落札通知書が両当事者を相互に拘束

すると解されているので、事前に入札評価の内容等が慎重に検討される。

両者間で入札が受諾され正式契約が締結されると、海外経済協力基金は落札者に着工命令 (Notice to proceed) を送付し、工事着工を命令する。この工事着工命令に記載した条件に従って契約上の工事完成時期が決定されるので、本通知は明示的である。

● レタ－・オブ・インテント

レタ－・オブ・インテント (Letter of intent) は、契約の基本的な内容を明らかにし、その範囲内で将来契約を締結する旨の意思を表明する当事者双方の署名文書である。円借款に係る契約の分野では、レタ－・オブ・インテントは前述の落札通知書とほぼ同一いしそれに代わるものとして出されるものが多い。本来は、落札通知→正式契約→着工命令という手順に拠るのであるが、正式契約には時間がかかり工事の着工が遅れることがあるため、通常は落札通知書と着工命令の両方の役割を備えたレタ－・オブ・インテントが利用される。

レタ－・オブ・インテントは仮契約であり、当事者双方が署名すると正式契約の発効まで当事者双方を拘束する。

● 調達条件

資機材および役務の調達条件 (Procurement conditions) としては、次の一点が重要である。すなわち、

① 調達契約は、調達適格国 (Eligible source country) の供給者と借り入れ国の購入者との間で締結されるものであること。この場合の調達適格国は、円借款の対象となる資機材・役務の調達先として限られるものである。この場合の調達適格性の判断に当たっては、資機材は調達適格国を原産地とし、資機材・役務の供給者は調達適格国の国民であるかまたは調達適格国において設立・登記されかつ調達適格国のが支配する法人でなければならない。

② 調達契約の対象となる資機材・役務は、調達適格国産であること。円借款によって資機材を調達する場合には、非調達適格国 (Non-eligible source country) に関しては、一定限度まで非適格国産品の輸入を認めている。すなわち、当該借款対象資機材に占める非適格国からの調達物資の輸入割合の輸入を認めている。すなわち、当該借款対象資機材に占める非適格国からの調達物資の輸入割合が、原則として三〇パーセント未満の場合には借款による融資を認めている (Import component) が、場合によつては五〇パーセント。

輸入割合が三〇パーセント未満であるということは、第一に受取り国の供給者が落札した場合には、資機材の工場渡し価格の中で輸入物資のCIF価格と関税の占める割合が三〇パーセント未満であること、第二に受取り国外の供給者が落札した場合には、資機材のFOB価格の中で輸入物資のCIF価格と関税の占める割合が三〇パーセント未満であることである。

● 調達契約の承認

調達契約を締結すると、借入人は、海外経済協力基金に対して契約承認申請書 (Application for approval

of contract, with certified copy of contract) を提出する。

海外経済協力基金は、契約の内容とJ／Aの目的の照合、契約条件とJ／Aの規定等の照合および供給者の契約履行能力の検討を行ない、妥当である場合には、借入人に対して契約承認通知書(Notice of approval of contract)を送付する。

● 契約

契約は、事業内容によって次のように分類される。

① FOB型契約

- a FAS (Free Alongside Ship. 船側渡し) 契約 (プラス・スーパー・バイス)
- b FOB 契約 (プラス・スーパー・バイス)
- c C&F 契約 (プラス・スーパー・バイス)
- d CIF 契約 (プラス・スーパー・バイス)

② ターン・キー型 (Turn-key) 契約

- a セミ・ターン・キー 契約
- b シェフ・モンタージュ (Chef montage) 契約
- c フル・ターン・キー 契約

③ 設計契約

- a 基本設計提供契約
- b 設計・調達サービス契約
- c Managing contractor 契約
- d Engineer-architect 契約
- e その他

契約はまた、対価算定方法によって次のように分類される。

① 単価 (Unit price) 型契約

② 総価 (Lump sum) 型契約

③ a ランプ・サム固定価格契約

b ランプ・サム・エスカレーション付契約

c ランプ・サム・プラス・ユニット・プライス 契約

④ a コスト・プラス・フィー型契約

b コスト・プラス・固定フィー 契約

c 最高額保証付コスト・プラス・フィー 契約

d 利益分配条項付コスト・プラス・フィー 契約

e ボーナス・ペナルティ付コスト・プラス・フィー 契約 (ターゲット・プライス型コスト・プラス・フ

1 契約

右のうち、代表的な四つの契約について説明する。

(1) 単価契約

単価契約は、事業を構成する各要素について数量を示し、その数量に対して見積もられた単価を基準とするものである。支払は、施工数量にこの単価を乗じた金額になる。この方式は、事業の性質や種類はあらかじめ限定することはできても数量は限定できない事業とか、数種の工事で数量が多い場合などに適用される。

特殊な例ではあるが、数量を示さず単価を決めるだけの単価契約 (Schedule of rate contract) や、数量表を用いる数量単価契約 (Bill of quantities contract) 等もある。

前者は、工期が比較的短く仕事量が限定的で定型化されている道路建設工事等で、後者は土木建築工事で用いられるほか、後者はプラント輸出でも部分的に応用される。

単価契約は、数量の増減は契約総額の増減で対応できるため総価契約に比べて弾力的である。また、事業の総コストに係るリスクのうち、単価そのものの見積り誤差のリスクはコントラクターにより、また数量の見積り誤差のリスクは発注者により、それぞれ負担される。

単価契約には、次のような問題点も附随する。すなわち、①工事の種類・性質・品質を事前に限定しないと紛争を生じやすいこと、②事業が長期にわたる場合には、エスケレーション条項 (Escalation clause)——物価変動に応じて輸出入契約額、工事請負金額を調整することをあらかじめ契約に規定する

条項——を設定する必要があること、③事業量が契約時の予想より大幅に変動する場合には単価に含まれる一般管理費・間接費・利益等の割合が不適当になる場合が多いので、一定以上の変更に対しては単価を修正することを定める必要があること、などである。さらに、留意点としては、工事終了後に出来高数量を測定・推定することが不可能となる場合に、適切な手続を運用するのがむずかしいという点も指摘される。

(2) 総価契約

総価契約は、契約総額をあらかじめ契約時に確定するタイプのものであり、最もオンドラクターがつ一般的な方式である。

コントラクターは、図面および仕様書に示された範囲の工事を一定の金額で請け負い、原則として契約金額の変更をしない。

この契約が適用されるのは、工事内容が詳細にわたってはつきりしている場合や、数量に分けて表示するのが困難である場合である。しかし、設計等にあいまいな点があり、コストの正確な見積りが困難である場合には、コントラクターが総額に予備費を厚く織り込むために価格が高くなり、契約には余り適さない。

総価契約は、競争入札に最もなじみ易く、市場競争原理を最もよく生かすことができる。すなわち、入札段階でコントラクターは最低の代金と最短の工期を競い合い、成約後は、代金と実際の総コストとの差がコントラクターに帰るので、コントラクターは仕事の遂行組織、遂行方法、使用機材、下請業

者の選別などを絶えず効率化し最適化していく。

この契約の特徴と問題点は、①事前に工事費が確定されるので資金計画が立て易いこと、②発注者側からのプロジェクト監理の簡素化が可能となること、③設計変更や追加工事が生じた場合に扱いが繁雑になつたり高価になること、④契約金額内で良質のものを追求する発注者と工事コスト最小化を求めるコントラクターの利害が往々にして反する傾向にあることなどである。

総価契約は、典型的な請負契約としての長所をもつが、インフレーションの懸念があるときは単価契約同様エスカレーション条項をつけ、また事業量が一部未定のときはユニット・プライス条項(Unit price clause)をつけるなどしてその短所をも補い、多く利用されている。

(3) コスト・プラス・ファイ契約

コスト・プラス・ファイ契約は、発注者がコントラクターに対して仕事の履行上生じた全コストを実費ベースで償還とともに、報酬として何らかの方式で決定されるファイを支払う形態である。

この形態が採用されるのは、①事業完了までに長時間を要し、インフレーション・リスクが過大なとき、②設計・仕様などが未確定なため、正確な見積りができないとき、③納期について緊急を要し、見積り仕様、総価を決める余裕がないとき、④仕様変更、工事変更が将来かなり予想されるとき、⑤機器の発注先、工事方法など売主の契約履行に関して買主として干渉する余地を大幅に残しておきたいとき、などである。

この形態においては、コントラクターは、仕事のあらゆる局面で発注者の承認を得ながら作業を進め

ていくことになり、その作業の能率・質が厳しく問われるが、反面、納期・担保責任等の面で契約上の責任を軽減される。また、対価のうち競争入札に付し得る部分が小さいため、受注競争においてはむしろコントラクターの総合的体質が問われる。

(4) ターン・キー契約

ターン・キー契約は、プラントの据付け、建設、試運転などの現地業務の全部または一部を履行するものである。買主がプラント運転のための鍵を回す(ターン・キー)だけでよいように売主がプラントを仕上げて引き渡すところからきた名称のようで、民法上の典型的な請負契約に属する。

発注者またはその委託を受けたコンサルタントが作成した基本設計画(Basic plan)や概略指示書(Outline specifications)に基づいて設計と施工が一括して請負業者に発注される。プラント建設では、設計、資機材の調達・製作・輸送、建設、試運転、引渡しまでのすべてを一括してコントラクターが請け負う。

この契約形態では、コントラクターの契約責任がきわめて大きく、コントラクターは大きな経営上のリスクを負うが、反面プロジェクト遂行面では発注者側からの干渉が少ないため、コントラクターは自己の技術力、工事管理能力を最大限に發揮する。

5 実施

海外経済協力基金による貸付方法は、L/C・L/COM方式(コミットメント方式)、ブリーフ・コン
トラクト方式、リインバースメント方式、ダイレクト・ペイメント方式、ransfer方式、および
デボジット方式である。

円借款のものでは、外貨分の取引の決済にL/Cが使用されることが多い。

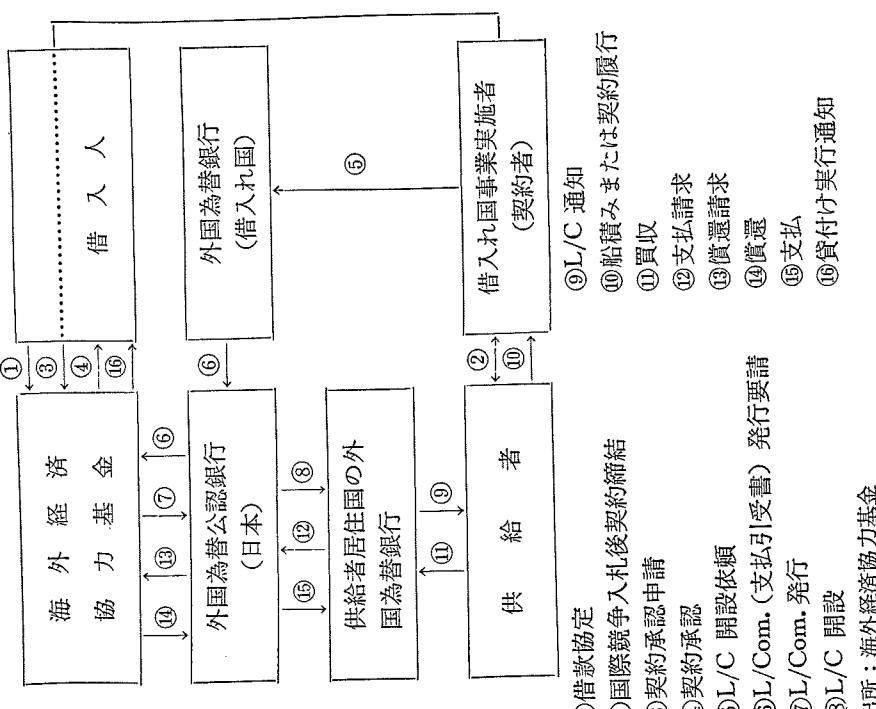
● L/C・L/COM方式

このメント方式 (Commitment procedure) は、商業銀行の機能を活用し、L/C (Letter of Credit, 信用状)に基づいてデバースメント (Disbursement, 実行)を行なうものである。その実施手続は、図9のとおりである。調達契約の成立に続く手續は、L/Cの開設である。

L/Cは、通常は輸入者の取引銀行が、輸入者のために自己の信用を供与し、一定条件のもとに輸出者が輸入者宛に振り出した手形である限りその引受支払を保証し、または自行宛に手形を振り出させるることとし、その手形の引受支払を約束する証書である。一定条件とは、信用状中に規定したとおりの船積み書類等が手形に添付されていること、L/C中に定めた期限内に手形が提示されることなどである。円借款で用いられるL/Cは、すべて取消し不能(Irrevocable)の信用状である。この場合、L/Cに

117 第3章 政府開発援助(二)

図9 コミットメント方式



対しては、すべて海外経済協力基金が L/C O M (Letter of Commitment. 支払引受け書) を発行する。L/C O M は、海外経済協力基金から当該 L/C に定められた日本の支払銀行、多くの場合 L/C 通知銀行に対して発行される。円借款の決済に用いる L/C は、L/C O M の発行をもって有効となる。

L/C O M の発行は、海外経済協力基金と個人との間で締結する L/A で規定される貸付け手

統に基づいて行なわれる。*L/C OM*はひとたび発行されると、取消し不能信用状を前提とした取消し不能支払引受書として、*L/A*さらには関係輸出入契約とは別個の海外経済協力基金と日本の支払銀行との間の債権債務関係を発生させる。このため、買取り書類に*L/C*条件に照らして瑕疵がない限り、海外経済協力基金は*L/C OM*に基づいて日本の支払銀行に対して支払義務を履行しなければならない。

*L/C*開設と*L/C OM*発行の後、対象事業が実施に移される。

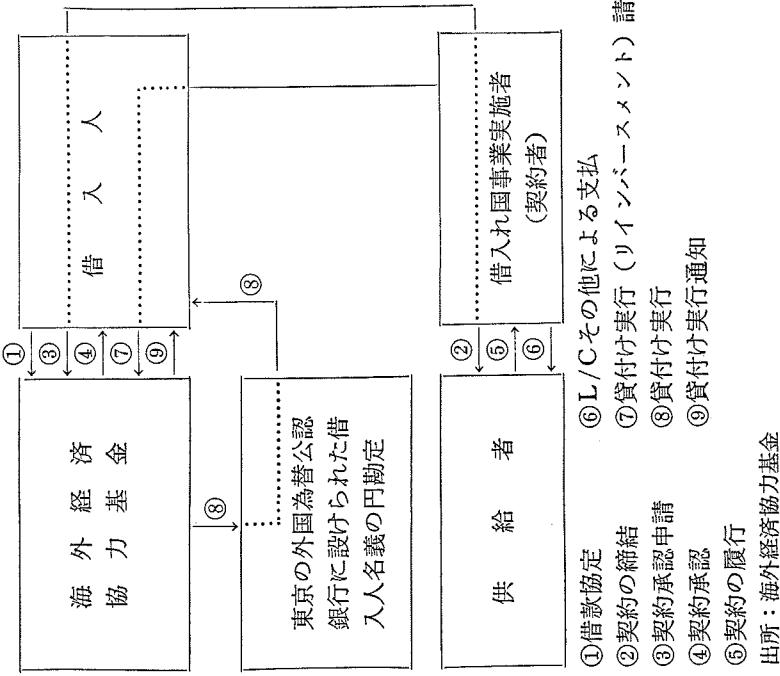
● ブリーフ・コントラクト方式

ブリーフ・コントラクト方式(Brief contract procedure)は、*L/C*の代わりにブリーフ・コントラクトを利用するものであり、基本的には*L/C*方式による決済手続と変わらない。ブリーフ・コントラクトは、借入人が日本の銀行に対して発行するもので、支払方式および提示書類を規定した*L/C*相当の文書であり、当事者間のみで機能するものである。この方式では、コントラクトの上で指定されたサプライヤーの口座に日本の銀行を通じて振り込まれる。*L/C*開設能力がない国や*L/C*開設料を負担できない国では、この方式が利用される。

● リインバースメント方式

リインバースメント方式(Reimbursement procedure)は、借入れ国事業実施者に対するローカル・コスト

図10 リインバースメント方式



ト等の支払や商品借款等少額契約についての実行に用いられる図10。供与対象となる契約についてまず借入人または事業実施者が自己資金で決済を行ない、その後に海外経済協力基金に対してリインバースの請求を行なうものである。この請求を受けた海外経済協力基金は、請求書類をチェックしたあと、借入人が日本の外国為替公認銀行にあらかじめ開設した非居住者円勘定に請求額に相当する円を払い込むことになる。

● ダイレクト・ペイメント方式

ダイレクト・ペイメント方式 (Direct payment procedure) は、借入人から提出される証憑書類に基づいて海外経済協力基金がサプライヤーに対して直接支払うものである。

● トランسفر方式

トランسفر方式 (Transfer procedure) は、借入人から提出された証憑書類に基づいて、海外経済協力基金が借入人の保有する非居住者円勘定へ請求資金を払い込み、借入人がその払い込まれた資金をもつて供給者へ支払を行なうものである。円勘定を管理している日本の銀行が、借入人の指示によって供給者に支払う場合もある。ダイレクト・ペイメントに近いともいえるが、実行資金を自らの手で管理しようとする国で用いられる。

● デポジット方式

デポジット方式 (Deposit procedure) は、サプライヤーに対する支払が行なわれる前に、その支払に必要な資金を海外経済協力基金があらかじめ借入人の非居住者円勘定へ払い込むものである。借入人はこの資金でサプライヤーに対する支払を行なう。この方式は、比較的短期間で多数の決済を行なう場合などに利用される。証憑書類の徵求が事後的になるので、借入人ととの信頼関係が重視される。

⑥ 監理

以上のようにして対象事業が動き出すと、海外経済協力基金は事業の進行中その状況の監理 (Supervision) につとめる。

● 案件監理 (Project supervision)

借款対象プロジェクトを完成するために融資する側と借入人双方にとって必要となる事務手続を効率的に、かつ円滑に処理し、さらにプロジェクト・サイトにおける建設工事 (Physical construction) を、予定のプロジェクトの範囲・設計・建設スケジュール・工事等に忠実に合わせて進捗させるよう助言し、勧告する。

さらに、対象プロジェクト実施段階で、借入人 (実施主体を含む) の実施体制 (経歴、機構、人員、制度等)、財務問題 (債務支払を含む) 等について見直しを行ない、また実施段階で発生する諸問題を隨時適切に解決する一連の事務を処理する。

案件監理の目的は、プロジェクトの各進捗段階で生じる問題を的確に把握し、適切な対応策を講じて、借款対象プロジェクトを順調に進捗させ、所期の事業目的を達成し、かつ借款資金を円滑に回収できるようすることである。

● プログレス・レポート (Progress report)

このため、海外経済協力基金はプログレス・レポート（進捗状況報告書）を徵求する。これには、プロジェクトの具体的実施状況、その費用ないし財政状態等が含まれる。レポートは、借入人またはそのコンサルタントによって作成され、融資先に提出される。融資者側はこのレポートを検討し、明らかな問題点については文書往復等によって処理する。

7 評価

プロジェクトが完成すると海外経済協力基金はプロジェクトの評価 (Evaluation) を行なうことになる。まず、プロジェクト実施機関がプロジェクト実施状況を海外経済協力基金等に報告するため、プロジェクト完成報告書 (Project Completion Report, PCR) を提出する。PCRの主な内容は、プロジェクトの仕様、工費、工期、効果等の実績である。PCRの作成は、本来は借款受取り国の実施機関の責任であるが、実際には供与国が国際機関と共同したりして作成している。

5 開発借款の実施に伴うリスク

開発借款は援助受取り国に対する貸付けであり、貸付人が直接にカントリーリスクを負うことになる。この借款はソブリン・ローン (Sovereign loan) ともよばれ、この場合の借入人の責めに帰すべき事由によって発生するカントリーリスクはソブリン・リスク (Sovereign risk) ともよばれる。

借入人が主権国家ないしそれに準ずる機関であるという見地から、プロジェクト・リスク (Project risk, 貸付人が借款供与を行なう場合に本質的にそれに付随している危険で、貸付人自身の責めに帰しうるもの。例えば供与上の失敗・見込み違いなどから生じるもの) の発生やボロワーズ・リスク (Borrower's risk, 借入人が自己の破産などの理由で貸付人に借款を返済しなかつたりして借款回収不能になることなど) の発生はゼロまたはゼロに近いとされている。

しかしながら、現実には借入人が累積債務国であつたり、政治的にも不安定な政府である場合には、リスクがゼロであるとはいえない。

桜井雅夫(さくらい・まさお)

1935年東京生れ。慶應義塾大学法学部卒業。
法学博士(慶應義塾大学)。

現在、青山学院大学教授(国際政経学部・
大学法学院部各講師)。東京都立大学法学院部・上智
大学法学院部各講師。専攻、国際経済法,
国際取引法、国際私法。

この間、(通産省所管)アジア経済研究所、
リオデジャネイロ・カトリック大学、國
連エカカニア事務局で調査研究。通産省各
種委員会委員のほか、外務省経済専門家、通
産省海外投資調査団員などで頻繁に現地
実態調査を繰り返す。

主著は、本書参考文献リストに収録。



国際開発協力の仕組みと法

1985年10月15日 第1刷発行

定価 2,200円
 著者 桜井 雅夫 堂 代表者 上野 久徳
 発行者 株式会社 三 省 堂
 発行所 東京都千代田区三崎町二丁目22番14号
 電話 編集(03)230-9411
 販売(03)230-9412
 振替口座 東京 6-54300

<国際開発協力・264ページ> Printed in Japan

落丁本・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN4-385-32036-5

索引

あ 行	L/G →外貨建て保証状、保証状
	LDC →発展途上国
	LDC アントайイング 86
	LMICs →下位中所得国
	エンジニアリング・サービス借款 81
	円借款 76, 88
	OECD 3, 7
	—ICVA 210
	—資本自由化規約 192
	—DAC(諸国) 1, 7, 8, 242
	—輸出信用ガイドライン 32, 154,
	182
E/L →輸出承認	OOF →その他政府資金協力
一般案件	大蔵省 38, 42, 93, 160, 189
一般アントайイング	OPEC 諸国 6, 14, 243
一般協定 →ジエネラル・アグリーメント	か 行
一般無償協力 44	海外経済協力基金 27, 28, 38, 76, 97,
イラン石油化学 135, 198	104, 116, 126, 128, 141
ウェイベー条項 →権利放棄条項	海外投資保険 131, 138, 176, 197, 244~
SAL →構造調整融資	246
エスカラーシヨン条項 112, 114	外国為替及び外国貿易管理法 159, 185,
N/V →口上書	187
A/P →支払授権書	外国為替管理法 32, 185, 203
F/R →フィージビリティ・レポート	外国為替管理令 178, 179, 185, 187
F/S →フィージビリティ調査	外国為替の管理に関する省令 185, 188
MSAC 14, 241	下位中所得国 13, 242
L/A交渉 →ローン・ネゴシエーション	開発援助 6
LLDC →後発途上国	開発援助委員会 →OECD, DAC
L/Q →法律質問状	開発協力 6, 7, 228, 232
L/COM方式 →コミットメント方式	開発金融借款 81
L/C 61, 116, 118, 157, 161	開発機材型借款 82
L/C スヴィッチ方式 83, 166	開発借款 20, 27, 76
L/C 方式 →コミットメント方式	開発途上国 →開発途上国